

平成26年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月13日(採決)

平成26年 第2回 定例会 会議録

日時 平成26年6月13日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義			6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

5番 大楠 英志

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三浦 正	副 町 長	城戸 清壽
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大塚 哲雄
財 政 課 長	立花 博友	会 計 課 長	城戸 安行
まちづくり課長	松田 秀幹	税 務 課 長	吉村 英治
住 民 課 長	村嶋 茂則	健 康 課 長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長補佐	平山 智久
栗の子保育園長	萩尾 一男	産 業 観 光 課 長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博 文	上 下 水 道 課 長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社 会 教 育 課 長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局 長 清原 眞也 次 長 松岡 秀策

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏） おはようございます。

本日は、大楠英志議員が入院のため欠席ですが、定足数に達しておりますので、開議は成立いたします。

なお執行部では、井上こども育成課長が入院のため、平山課長補佐が代理出席しております。

本日の日程に入ります前に、6月9日に行いました、一般質問において、質問内容を精査するため最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） おはようございます。

ご報告いたします。

議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、専決第7号、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の内容としましては、国民健康保険税の賦課限度額について、後期高齢者支援金分を2万円引き上げて16万円に、介護分を2万円引き上げて14万円に改正し、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者を含まない世帯は67万円、同被保険者を含む世帯は81万円を賦課限度額とするものです。

また、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯平均割額を軽減する所得判定

基準について、5割軽減基準については、24万5,000円を乗ずる被保険者数に世帯数を含めるとともに、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を45万円にすることとしたものです。

なお、本条例は、平成26年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長（今泉正敏） 日程第2、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○委員長（松田國守） 報告いたします。

議案第31号、専決処分の承認を求めることについて、専決第8号、篠栗町税条例等の一部を改正する条例の制定について、本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例（昭和30年条例第3号）及び篠栗町税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第7号）並びに篠栗町税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第10号）の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

今回の改正の主なものとしては、昭和59年以来30数年ぶりに、軽自動車税の税率を引き上げるといふものです。

これは、平成27年4月1日以降に新車登録した軽自動車についての税率を引き上げようとするものであり、一般的に多く利用されている自家用乗用車の場合を例にとれば、現行7,200円の軽自動車税が、今回の改正により、1万800円へと現行の1.5倍に引き上げられるものであります。

また、その他の車両についても、約1.25倍から1.5倍の引き上げを行うものであります。

さらに、環境性能にすぐれた、自動車を普及していく観点から、初めて登録された月から起算して、14年間経過した軽自動車に対しては、1万800円の約1.2倍にあたる、1万2,900円を課するものであります。

今回の改正においては、ほかに法人住民税、法人税割の税率の引き下げ、固定資産等の課税標準の特例措置など、多岐にわたる改正が行われております。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行されますが、ただし書きで、一部の改正事項において、施行期日が別途定められております。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長（今泉正敏） 日程第3、議案第32号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告します。

議案第32号、専決処分の承認を求めることについて、専決第9号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第1号について、専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

補正予算の内容は、国民健康保険税の収入不足により、平成25年度の国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成26年度の歳入を繰り上げて措置するため、前年度繰上充用金1億6,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億8,159万6,000円とするものです。

詳細については、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第32号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長（今泉正敏） 日程第4、議案第34号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第34号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本議案は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）が平成24年6月27日に公布され、一部が平成26年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求められたものであります。

内容は、同条例別表第2中、障がい程度区分認定等審査会を障がい支援区分認定等審査会に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、平成26年4月1日から適用するものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第5、議案第35号、損がい賠償額の確定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 議案第35号、損がい賠償額の確定について、本議案は、篠栗町内の訪問宅駐車場で、公用車がカーポートに損がいを与えた物損事故について、損がい賠償額を確定するため、地方自治法第96条第1項13号の規定により議会の議決を求められたものであります。

事故の要因は、去る平成26年2月13日、乳児訪問のため、相手方駐車場に駐

車する際、運転を誤り、公用車がカーポートに接触した物損事故であります。

示談の内容は、篠栗町が、相手方に対し、本件事故に関する一切の損がい賠償金として、金 5 1 万 8 4 0 円を支払うものです。

この損がい賠償金は、加入している保険から補てんされます。

職員のマナーの再指導と損がい賠償保険事務の再確認を委員会で指摘しております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） 委員長。

最初のころのですね、地方自治法第 9 6 条第 1 項、の間に第が入りましたのでそこは削除させていただきます。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 3 5 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第 6、議案第 3 6 号、平成 2 6 年度篠栗町一般会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第 3 6 号、平成 2 6 年度篠栗町一般会計補正予算第 1 号について、本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ 8, 0 6 5 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 2 億 8, 0 1 5 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち、普通交付税 4, 8 3 2 万 9, 0 0 0 円を、国庫支出金のうち、社会保障税番号制度システム整備費補助金 1, 3 0 0 万円を、

県支出金のうち、再生可能エネルギー導入促進事業補助金 492万4,000円、諸収入のうち、総務課雑入 1,440万円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出につきましては、総務費において、再生可能エネルギー対策事業費 491万6,000円、ITインフラ管理費の通信運搬費 363万9,000円、社会保障税番号制度事業費において予算の組み替えとあわせて 3,507万5,000円を、商工費において地域振興券プレミアムの補助金 100万円、観光公衆トイレ整備工事費に 3,218万4,000円を、教育費において篠栗小学校及び篠栗北中学校の維持補修工事に 248万7,000円を、各行政区公民分館に AED 設置借上料 132万7,000円を、また、人事異動等による人件費 1,609万4,000円をそれぞれ増額補正し、繰出金のうち国民健康保険特別会計繰出金 404万円を減額、後期高齢者医療特別会計繰出金 881万2,000円を追加し、公共下水道事業会計繰出金 1,003万8,000円を減額補正するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第 7、議案第 37 号、平成 26 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第37号、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、本議案は、平成26年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に歳入歳出それぞれ404万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,755万6,000円とするもので、人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第8、議案第38号、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第38号、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、本議案は、平成26年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に歳入歳出それぞれ881万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,115万7,000円とするもので、人件費の補正であります。

詳細については、予算特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第9、議案第39号、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第39号、平成26年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算第1号について、本議案は、既決の予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額から、人事異動及び起債償還の額・率・借入れ先等の確定に伴い、収益的収入1,003万8,000円を減額し、収益的収入の予定額は8億1,806万円とし、収益的支出1,091万1,000円を減額し、収益的支出の予定額を7億9,479万4,000円とするものであります。

また、既決の予算第4条に定められた資本的支出の予定額から87万3,000円を追加し、資本的支出の予定額を4億170万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論ございますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第 10、議案第 40 号、平成 26 年度篠栗町水道事業会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第 40 号、平成 26 年度篠栗町水道事業会計補正予算第 1 号について、本議案は、既決の予算第 3 条に定められた収益的収入及び支出の予定額から、人事異動に伴い、収益的支出 32 万 2,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 5 億 2,175 万 3,000 円とするものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において慎重な審査がなされておりますので省略いたします。

当委員会において、採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありますか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第11、議案第41号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
後藤委員長。

○委員長（後藤百合子） 報告いたします。

議案第41号、平成26年度篠栗町一般会計補正予算第2号について、本案は、既定の額に歳入歳出それぞれ2,014万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億29万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税2,014万5,000円を増額補正するものであります。

歳出につきましては、総務費において、法人町民税の予定納税分につきまして、確定申告により還付の発生に伴い、徴税過誤納金還付金2,014万5,000円を増額補正するものであります。

詳細につきましては、予算特別委員会において、慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、出席者全員賛成にて原案のとおり可決いたします。

終わります。

○議長（今泉正敏） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありますか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありますか。

討論なしと認め採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

出席者全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（今泉正敏） 日程第12、推薦案第1号、篠栗町農業委員会選任委員の推薦についてを議題といたします。

議会事務局長に朗読させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也） 推薦案第1号、篠栗町農業委員会選任委員の推薦について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第12条第2号の規定により、議会が推薦していた委員の任期が平成26年7月19日に任期満了となるため、委員（4名以内）の推薦を求める。

平成26年6月5日提出。

篠栗町議会議長今泉正敏。

提案理由、平成26年7月19日に任期満了となるため。以上でございます。

○議長（今泉正敏） 本推薦案については、6月5日の議会全員協議会において、地方自治法第118条第3項の規定により、指名推選とすることに決しておりますので、議長が指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。

農業委員会選任委員に、高巢礼子君、萩尾由紀子君、大楠英志君の3名を推薦したいと思います。

これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました3名を農業委員会選任委員に推薦することに決定いたしました。

ただいま推選しました委員の住所・氏名・生年月日を議会事務局長に報告させます。

清原事務局長。

○事務局長（清原眞也） 報告いたします。

まず、1人目、糟屋郡篠栗町大字尾仲1086番地1、高巢礼子、昭和30年9月26日。

2人目でございます、糟屋郡篠栗町大字萩尾827番地、萩尾由紀子、昭和30年1月2日。

3人目でございます、糟屋郡篠栗町大字萩尾180番地4、大楠英志、昭和23年9月13日。

以上でございます。

○議長（今泉正敏） 日程第13、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について質疑等があればお受けいたします。

質疑ありませんか。

無いようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

○議長（今泉正敏）　ここで、地方自治の振興に寄与された功績により、松田國守議員、阿部寛治議員、草場謙次議員、大楠英志議員の4名の方に対し、糟屋地区議長協議会より表彰状並びに記念品が贈られておりますのでご報告し、この場を借りまして表彰状の伝達式を行いたいと思います。

受賞された議員の皆様前は前の方をお願いいたします。

○議長（今泉正敏）　それでは、受賞された皆様、順次、一言のコメントをお願いいたします。

○議員（松田國守）　松田でございます。

ただいま表彰をいただいて、初めてこの文言を知り、驚いております。

と申しますのは、地方自治の振興発展に寄与され、特に大きな功績を、どれだけの功績を残したかなと思ってます。これちょっと恥ずかしい思いです。

穴掘って地にもぐりたい心境でございますが、いずれにせよ、この10年間、今

は12年目に入っているわけですが、この期間、町長はじめ、執行部の皆さんの、温かいといいますか、大目に見られた私の議員としての資質ですか。

こういったことに対して、先ほど言いました、大目に見ていただいたおかげだと思います。また先輩議員諸氏のいろんな指導に導かれまして、このようなことができたと思います。

ともあれ、やはりこの10年の間に功績、良かったことや、悪かったことしなかったから残っているのではないかと考えておりますが、この表彰をされたことについて、これからの叱咤激励というふうに受け取りまして、残された任期9か月をしっかりと励んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（今泉正敏）　どうぞ。

○議員（阿部寛治）　阿部でございます。

10年ってあっという間だったです。

あの当時、私は、あぶら汗と汗をかいて、一期4年を務めました。

しかし、そのあぶら汗と汗が議員として間違いのない自信に変わっていったという事は、正直自分で考えております。

その後、10年こうやって議会もどこの町議会にも負けないような、立派な、議会、ネット中継も、いろいろできるようになり、決して、恥じぬ篠栗町議会だと、私は感じております。

最後になりますけど、2025年問題という、国が抱えている、大きな問題があります。

これを乗り切るために、今、国は大変な改革を断行しようということでやっていくだろうと思います。

特に、団塊の世代である、ここにおける、何人かの人だけが引っかからない、人たちはあと10年後、医療、介護、年金という中で、ひょっとしたら、もう入院する病院もない、介護も受けられんというようなことも、覚悟して、この日本を、将来担う人達のために残していかなくちゃならないんじゃないかと思っています。

お互い執行部も議会側も、公金をもって仕事をしてるわけですから、町民のためになる、安心安全、そういうことを考えて、議員側は特に重箱の隅を突っついたような意見を言わず、建設的な考え方を持ってやっていこうということを思っています。

どうか皆さん方も賛同していただきたいと思っています。

そして、執行額側も、緊張し、公金をもって自分たちの仕事をしてるんだということで、町民に恥じないような、役場の職員になっていていただきたいと思いません。

ちょっと厚かましいようなことを言いましたけど、これで感謝の言葉として終わります。

○議員（草場謙次） 本日、このような立派な賞をいただき、まことにありがとうございます。

これから先も、篠栗町のために、しっかり汗をかき、働いてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

○議長（今泉正敏） 受賞されました議員の皆様、大変おめでとうございました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦正） 平成26年第2回定例会の閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。

長期間にわたる御審議まことにありがとうございました。

専決処分3件、人権擁護委員の推薦、条例の一部改正、損がい賠償額の確定、追加議案を含め補正予算6件の上程いたしました12議案全てにつきまして可決・承認いただきましたことに感謝いたします。

本定例会の一般質問の中で、「2040年に全国896の市町村が消滅の危機に直面するというショッキングな発表がありました」と申し上げます。

これはマスコミが896の市町村が消滅するという「消滅する」ということのみ注目して取り上げた断片的な報道によるものであります。

私たち地方行政に携わる者として、正確に理解しておく必要があると感じておりますので、少し詳しく御報告いたします。

日本創成会議人口減少問題検討分科会が5月8日に発表いたしました「ストップ少子化・地方元気戦略」～成長続ける21世紀のために～という提言において、戦略の基本方針と主な施策という副題をつけて、大きく三つの提言がなされております。

1 番目がストップ少子化戦略、基本目標を国民の希望出生率の実現に置く。

二つ目として、若者が結婚し子供を産み育てやすい環境づくりのため、全ての政策を集中する。企業の協力は重要な要素。

三つ目として、女性だけではなく男性の問題として取り組む。

次に、新たな費用は、高齢者世代から次世代への支援の方針のもと、高齢者対策の見直し等によって対応する。

大きな2番目として、地方元気戦略です。

一つ目が基本目標を地方から大都市への人の流れを変えること。

特に、東京一極集中に歯どめをかけることに置く。

二つ目が選択と集中の考え方のもとで、地域の多様な取り組みを支援する。

大きな三つ目が女性人材活躍戦略、女性や高齢者、海外人材の活躍推進に強力に取り組む。

この三つでございます。

そして、この戦略を長期的かつ総合的な観点・視点から、政策を迅速に実施するため、内閣に総合戦略本部を設置し、長期ビジョンと総合戦略を策定するとしています。

また、地方において、地域戦略協議会を設置し、地域版長期ビジョンと地域版総合戦略を策定するものであります。

この提言は、その内容に非常に厚みがあり、各項目において私たちが今後とるべき方向性について重要な示唆を与えてくれています。

人口減少社会の実像と、今後の対応のあり方に関し、根拠なき楽観論や悲観論ではなく、正確かつ冷静に認識する必要があると記してあります。

そして、最後の参考資料として人口減少の要因について三つの指摘があり、まず1番目、地方の人口減少の最大要因は、若者の大都市への流出、人口流出の動きは地方と大都市の経済雇用格差に深く関連している。

2番目として、地方から大都市への若者の流出は、人口減少に拍車をかけている。

3番目として地方からの人口流出がこのまま続くと、人口の再生産力を示す若年女性（20歳から39歳）が2040年までに50%以上減少する市町村が896、全体の49.8%に上ると推計される。これらの市町村は幾ら出生率が上がっても、将来的には消滅する危険性が高い。一方で、大都市特に東京圏は東京近郊を中心に、高齢化が一挙に進むことが予想されている。

以上が全体の内容でございます。

この最後の部分だけがクローズアップされてしまったわけでありまして。

私は、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の提言、ストップ少子化・地方元気戦略～成長続ける21世紀のため～を読んで、これは自分たちが立ち向かうべき大きな課題の提示である、我が町でできることは何かを真剣に協議し、実践してい

かなければならないと実感いたしました。

議会の皆様とともに勉強する機会を設けることができればと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

開会日の諸情勢報告の中で述べましたが、最近、特に職員の事務処理におけるミス等が目立っております。

予算審査の際に、それぞれの課長が複数の目によるチェック等を実践し、再発防止に努めると申し上げましたが、当然そうあるべきことを反省の中で申し上げなければならないことは、町行政の最高責任者たる私といたしましても、慙愧の念に堪えません。

今後は、当たり前のことを当たり前に継続して行い、業務遂行レベルの維持向上を図ってまいることがここにお約束いたします。

ただいま糟屋地区議長協議会表彰をお受けになられました松田國守議員はじめ4人の議員の皆様まことにめでたうございます。

今後とも、永年の経験を生かしていただき篠栗町のさらなる発展に御尽力賜りますよう、何とぞよろしく願いいたします。

最後に、議員各位におかれましては、多くの人が行き交う自然豊かな福岡都市圏の代表的な町、篠栗町の持続可能な発展のために、自治の両輪としてさらなる御協力を切にお願いいたしまして、平成26年第2回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間どうもありがとうございました。

○議長（今泉正敏） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成26年第2回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時02分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議員長

今泉正敏

篠栗町議会議員

後藤百合子

篠栗町議会議員

荒牧泰範
